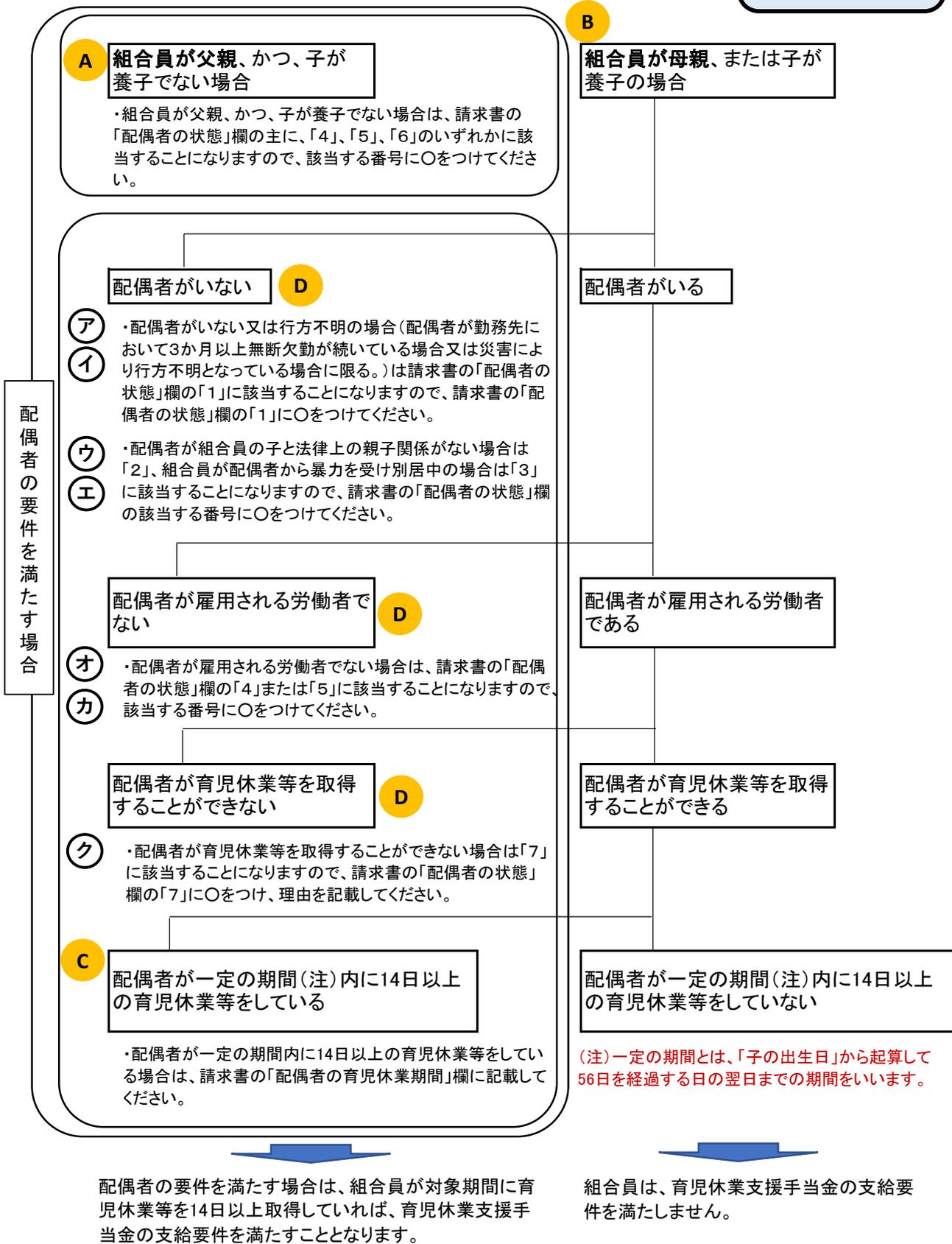


# 育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があり、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。

本資料の1~7、A~D、㉞~㉟は請求書の表・裏面の番号、記号と一致します。



※配偶者の要件を満たす場合には、請求書裏面の添付書類を必ず提出してください。